

財団法人 日比科学技術振興財団 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人日比科学技術振興財団（以下、「本財団」という。）という。

(事務所)

第2条 本財団は、事務所を愛知県名古屋市西区幅下一丁目4番1号に置く。

(目 的)

第3条 本財団は、愛知県内において生活環境のための科学技術に関する研究開発及び発明の奨励、技術の育成等生活環境のための科学技術に関する普及啓発を行う団体等に対し助成すること並びに生活環境のための科学技術に関する講演会等の開催により、科学技術の振興と地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、愛知県内において次の事業を行う。

- (1) 生活環境のための科学技術に関する研究開発を行う大学、試験研究機関、その他の研究団体等に対して助成金を交付する事業
- (2) 発明の奨励、技術の育成等生活環境のための科学技術に関する普及啓発を行う団体等に対して助成金を交付する事業
- (3) 生活環境のための科学技術に関する講演会、研究発表会等の開催の事業
- (4) その他前条の目的達成に必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定し寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、愛知県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及び予算は、理事長が作成し、会計年度開始前に理事会の議決を得て定めなければならない。会計年度開始後にこれを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 本財団の事業報告及び決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、会計年度終了後2ヵ月以内に理事会の議決を得なければならない。

(株主権の行使)

第12条 本財団が保有する株式について、本財団がその株式発行会社に対して株主の権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会の議決を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 株式分割による新株式の受領
- (3) 株主配布書類の受領

(長期借入金)

第 1 3 条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度内の収入をもって償還する返済期限が 1 年未満の借入れを除き、あらかじめ理事会の議決を得て、かつ、愛知県知事へ届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 1 4 条 第 7 条、第 1 0 条及び前条に定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

(公共事業以外の事業に関する重要な事項)

第 1 5 条 本財団が公共事業以外の事業に関する重要な事項を決定しようとするときは、理事会において理事の議決を得なければならない。

(会計年度)

第 1 6 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 3 章 役 員

(種別及び選任)

第 1 7 条 本財団に、次の役員を置く。

理 事 6 人又は 7 人
監 事 3 人

- 2 役員は、評議員会において選任する。
- 3 理事は、互選により理事長及び専務理事各 1 人を定める。
- 4 理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 理事のうち特定の企業の関係者又は所管する官庁の出身者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 6 理事のいずれか 1 人と同一の業界の関係者の合計数は理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。
- 7 監事には、理事及び評議員の親族その他特殊の関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。

8 監事のいずれか1人と同一の業界の関係者の合計数は、監事現在数の2分の1を超えてはならない。

9 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第18条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、本財団を代表し、会務を統轄する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は愛知県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意により解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会において同意を得る前に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事現在数の3分の2以上の同意をもって決する。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びにその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 評議員会

（設置）

第30条 本財団の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応ずるために評議員会を置く。

（評議員）

- 第31条 本財団に、評議員7人又は8人を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - 3 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。
 - 4 評議員は、無給とする。
 - 5 評議員には、第17条第4項から第6項まで、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において第17条第4項から第6項中「理事」とあるのは「評議員」と、第19条及び第20条の規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）

- 第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、本財団の重要事項を審議する。
 - 3 理事長は、次の事項を諮問しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
 - (4) 第1号及び第3号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項。
 - (5) 公益事業以外の事業に関する重要な事項。
 - (6) その他理事会が必要と認めた事項。
 - 4 評議員会は、理事長が招集する。

- 5 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。
- 6 評議員会には、第24条第2項及び第3項並びに第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事又は監事」とあり、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 選考委員会

(選考委員会及び委員)

- 第33条 本財団に、第4条の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。
- 2 選考委員は、6人又は7人とする。
 - 3 選考委員は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。ただし、選考委員のうちには、本財団の役員及び評議員が選考委員の3分の1以上を超えて含まれることにはならない。
 - 4 選考委員に、選考委員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意により解任することができる。この場合、その選考委員に対し、理事会において同意を得る前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会要綱において定める。
 - 6 第17条第4項及び第5項の規定は、選考委員について準用する。この場合において第17条第4項及び第5項中「理事」とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第35条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可があったとき解散する。
- 2 解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可を受けて、本財団と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

- 第 3 6 条 本財団の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、所要の職員を置き、その任免は理事長が行う。

第 8 章 雑 則

(備付書類及び帳簿)

- 第 3 7 条 事務所には、民法第 5 1 条に規定する財産目録のほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 許可、認可等に関する書類
 - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 寄附行為に規定する機関の議事に関する書類
 - (5) 資産及び負債に関する台帳
 - (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、愛知県知事が必要と認める書類及び帳簿

(委 任)

- 第 3 8 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、愛知県知事の設立許可があった日から施行する。
2. 本財団の設立当初の役員及び評議員は、第16条第2項及び第30条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第18条第1項（第30条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
3. 本財団の設立当初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
4. 本財団の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成11年3月31日までとする。
5. この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可があった日から施行する。

理 事 長 日 比 賢 昭 ■

この証書は、財団法人 日比科学技術振興財団の寄附行為である。

平成10年8月11日 作成

平成13年3月29日 改訂

平成13年12月20日 改訂